

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 3月30日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	電気防食装置において、電極移動電流値に判定値外れ(電極全68本中、17本)が認められたため、当該電極を交換。	対象外	
2	1・2号廃棄物処理設備	ランドリー設備乾燥機(A)加熱蒸気弁において、弁本体継手部(ボンネットフランジ部)より凝縮水の漏えい(約10cc、汚染無し、受け皿設置)が認められたため、当該弁を点検・修理。なお、当該弁設置配管の上流側の弁を閉し、凝縮水の漏えいは停止。	GIII	
3	1・2号廃棄物処理設備	ランドリー設備加熱蒸気止め弁軸封部において、凝縮水の漏えい(約200cc、汚染無し、受け皿設置)が認められたため、当該軸封部を点検・修理。	GIII	